第1回新居浜駅周辺モニュメント設置審査委員会 議事録

平成23年7月12日

新居浜駅周辺モニュメント設置審査委員会

- 1 出席した委員会委員及び欠席した委員会委員の人数
- (1)出席した委員会委員

10名

(2)欠席した委員会委員なし

2 委員以外の出席者の氏名

(事務局)

建設部部長 源代 俊夫 〃 総括次長 横川 悦夫 "区画整理課長菅一好 企画部総合文化施設準備室長 赤尾 恭平 建設部区画整理課副課長近藤民雄 副課長 松木 伸 // 副課長 神野 幸彦 副課長 久枝 庄三 " 係 長 井手 義治 " 主 任 高橋 潤子 " 主 任 青野 祥之 "

以上 11 名

- 3 開会、休憩、議事の中止、閉会の年月日及び時刻
- (1)開会の年月日及び時刻平成23年7月12日(火)14時00分
- (2)休憩、議事の中止休憩有 15時50分~16時
- (3)閉会の時刻16時30分

4 議事の概要

議事

- (1)委員長・副委員長の選出について
- (2)新居浜駅周辺モニュメント設置方針等について
- (3)新居浜駅前交通広場モニュメント募集要項について
- (4)新居浜駅前交通広場モニュメントの審査方法について

発 言 者	内容
事務局	委員会設置要綱について説明。 委員長・副委員長の選出。
事務局	モニュメントの設置方針、設置スケジュールについて説明。
委員	スケジュールについて、今日の審議の中で募集要項の修正等入る場合に は、次の1次審査までに委員会がないということで対応できるのか。
事務局	募集要項が固まらないと実際の募集はできません。このスケジュールは 、次の募集要項のところで、皆様からどのようなご意見が出るかによって 、変わる可能性があります。
委員長	委員会の開催については、募集要項を決めていく中で、検討が必要では ないかと思います。それでは、新居浜駅前交通広場モニュメント募集要項 について、事務局から説明をお願いします。
事務局	新居浜駅前交通広場モニュメント募集要項について説明。
委員	著作権と所有権について、二次審査の対象となったマケット5作品の出版物等への掲載についての著作権と所有権となっているが、マケットから物を作りたい時は、制作者が新居浜市の承諾を得たら作れるのか?
事務局	新居浜市への承諾申込があり、市が承諾したら、そのような形で使える という風に判断しております。
委員長	最終審査が終わった段階で、合格しなかった作品は、マケットを含めて 、お返しするのが一般的ではないかと思います。そうしますと当然、著作 権とか所有権に関しては、新居浜市から離れることとなります。
委員	落選した作品、マケットはお返しすると思います。もう一度、事務局で 検討し、意見をまとめればと思います。
事務局	第二次審査終了時までの間の著作権、所有権ということで、審査が終わ り落選ならお返しする等、修正していきたいと思います。
委員	駅前交通広場のモニュメントの募集はこれでいいと思うが、これだけで終わりじゃなく、シンボルロードもあるし芸文施設もあるので、横への繋がり、面としての物の繋がりが欲しいという思いがある。 テーマの一番最後に、「未来に伝えることのできる」とあるが、未来と言えば子供。子供たちにどう伝えていくのか、やはりそこが大事だと思う。子供に関わらしていくとか、そういう風な目で見てもらいたいという思いがある。
委員長	今まで工業都市としてのイメージが強く、こういったものが出来たからといって、一朝一夕にそれが打ち出せるものではない。やはり時間をかけてじっくりと、子供たちに繋いで行かないといけないのではないかと思います。

委員

テーマが、どうも過去ばかり見ている。つまり「未来に伝えよう」という部分が言葉だけ。公募だから沢山の応募がほしいが、このように限定されてしまうと、広がりが非常に小さくなってしまいそうな気がする。 シンボルロード全体を包み込むようなストーリーの入口ということを、明確にメッセージとして募集を頂の中に盛り込むされた、仮京する側を見る。 ては、このテーマだけ考えてしまう。非常に限定された傾向のものしか出 てこないのじゃないか。

事務局

募集要項につきましては、趣旨で新居浜市の全体計画、経緯を説明して、今回の交通広場について、先行して募集しますという流れで作成する。 そのように修正します。

委員長

今回のモニュメントに関して、全体計画の方向性を示すか、あるいはそれらをイメージしやすいようなテーマを募集要項に盛り込むか。もう少し 具体的な方向付けを、議論して考えていったらと思います。

委員

全国の方から新居浜のことを知ってもらって、「銅」をテーマに何かを作るっていうのは、難しいと思う。最初に駅に降りた時の「顔」で良いのでは。それで新居浜が印象づけられるようなモニュメント作ってもらう。 それを題材にして、シンボルロードを作っていく。モニュメントも一つの題材として、子供たちも巻き込み、次のストーリーの中で展開した方が 良いと思う。

委員

交通広場のモニュメントは単体でやるが、後のシンボルロード、人の広 場、芸文施設も含めて募集の仕方等も考え、長期的な考えの基に、根付かせる方法を組み立てて行かないといけない。 またこのモニュメントで使う材質は何?私は、あかがねと言うのなら、銅に材質を限定して欲しいと思うが。

委員長

材質の限定は可能かと思いますが、材質を絞ることによって、応募の広がりは、多少は狭まってくる可能性はあると思います。ただ、テーマのあかがねを特に活かすのであれば、限定するのも、一つの方法と思います。

委員

新居浜市は全国に発信する場合、「あかがねのまち」を使っているので、そのあたり特化してもいいのでは、日本中であかがねの作品なら新居浜に行けと、そういう風にならない?

副委員長

市民の一人としてですが、やはりあかがねのまちとして、材質は銅にして頂きたい。シンボルロードにしても、メインのモニュメントにしても、あかがねで統一して頂く、その様なものを希望したいと思います。

委員

材質は絞る必要はないと思う。作家がどういう新居浜のことを考えて、 どう表現するかといった時に、すべての素材がこのまちで使える。それは その作家がどれぐらい勉強して、どう表現するのか、それが求められてい ると思う。

委員

モニュメントの応募用紙に、素材や制作意図を書くところがあるが、私

はそこで、制作者がどれだけ造形するための工夫をしたかを、読み取っていこうと考えている。また応募規格に「作品に触れたり、近づいたりしても危険でないこと」とあるが構造関連の場合、安全性・耐久性・耐候性が大切だと思う。また 動く作品は、可にするのか不可にするのか、皆さんの意見を伺いたい。 また作品をどのように設置するのか。完成図画に、駅を降りた時からの 全体像を見られるような、背景を入れる、あるいは側面からの形の見方、 それらがあれば、審査がやり易いと思う。 それと応募用紙に、個人の作家の場合、プロフィールがあればいいと思

委員

まず交通広場に1点設置し、将来は人の広場、シンボルロードに設置していくと言うことだが、交通広場だけを募集して作って、その後に別の人が公募して作る場合、連続性という点で可能なのか?

テーマをしっかり作り上げて、テーマ、ストーリー、そういった骨格が 委員 しっかりと出来上がって、その骨格の中で制作をお願いすればできると思 駅前区画整理の整備をどういうコンセプトでして、どういう景観づくりをして行くのかということをしっかり伝えておかないと、連続した時に違 委員 うものとなって調和しない。 うらのとなって調品しない。 新居浜市の場合は、20年前に野外彫刻を17,18点、全部違う作家で連続し て置いている。連続して同じ人の作品を置いていくという考えもあるし、 他の人がそれに繋いでいって表現していく、両方とも可能性はある。 資料の4ページに以前色々協議された、シンボルロードのもう少し詳しい方針があると思いますが、ここに平成、昭和、大正と書いております。 何かイメージがあったはずです。これは今は無しですか? 副委員長 このイメージは、駅前広場等整備検討委員会提言書によるものでありまして、駅を中心として、シンボルロードにおいて、地域軸と時間軸を表現するという、一つの提案でございます。 事務局 今説明したもので、全国の作家は作れるのだろうか?江戸時代はどうだったか、大正時代はどうだったか、そこから何かを作り出せというのは、 材質枠をはめる以上に思想的なものまで入れてしまうんじゃないか? 委員 シンボルロードの計画に関しては、全国公募するのか、特定の方にお願 委員長 いするのか、そこらも含めて決まってないということですね。 いするのが、ここので音のに深まってないといつことですね。 提案の一つとして、時代的な流れを表現したら良いのではないかという ものがあったと。ただ応募要項の中に、それを含めた図を添付するという のはいかがなものかと思います。添付するのであれば、地域的なものとか 、あるいは、説明の中で全体の経緯を示すとか、方法があろうかと思いま す。 駅前のシンボルロードの資料は、今までこう言う提言があったと言うだけで、これを入れると変に縛られる可能性がある。 駅に降りたった時に、新居浜っていうのはコレだと旅人に分かる、なおかつ市民にも、新居浜ってコレだよねっていう方向性を感じさせるもの、それを提案してもらった方がいいんじゃないか。 委員 モニュメントの設置方針の中に基本テーマとして、「あかがねの恵み」と「森の駅」という二つのキーワードがある。今回のテーマは、この二つのキーワードあたりを押さえるという方が現実的かと思う。 委員 材質は当然銅という風に理解していたが、銅では募集が狭くなるのか、 銅で考えないといけないのか、いかがでしょうか? 委員 広瀬宰平像がありますが、元は高村光雲の木彫だったんです。それをブロンズにしているということもあり、新居浜市は、やはり銅という素材に 副委員長 拘っているところがあります。 作品を応募される方々は、じっくりと新居浜を検討されて応募されると 思いますが、最初から材質を指定するのではなくて、応募されてきた作品 を「銅」にこだわって審査を進めていくと言うことでいかがでしょうか。 委員長 材質を銅と特定した場合、鉄やアルミが専門の作家の人は、やっぱり銅 委員 は扱いにくい材質になるのか? たとえば、自分はアルミが専門だが、それなら止めようという人もいれば、やっぱり一度、挑戦してみようという人もいる。作家というのはそれなりに専門性はあるが、別にそれなりにやれる人も出てくると思う。 委員 委員 応募は、ゼロいうことはないか? それはない。ただ、銅に限ってしまうと、かえって応募が少なくなる。 委員

銅と何かを組み合わせる方もいるかもしれない。色々なものが出てきた方

が、審査としても楽しみというか、色々な可能性も見られる。

委員

設置場所は、この場所が前提となっているが、安全性が保たれるかどうか。よく見ようと言う人は、どういう風にここへ辿り着くのか。

事務局

ここは道路の一部で、モニュメントまで歩行は禁止です。ただ通行量はあまり多くない状況です。そういう中でお子さんが見て、そのまま歩いて行く可能性はあるんじゃないかと思います。 また先ほどの動く作品はどうかというご質問ですが、応募規格の中で、「作品に触れたり近づいても危険でないこと」、また「電気は利用可能であるが、維持管理費が経済的であること」という条件にしています。 動く作品は駄目とはしませんが、審査の項目にも、同じような項目を入れており、判断基準と考えています。

委員長

例えばブロンズの作品ですと、今の制作費で、台座まで含めて制作となると、そんなに大きい物にはならない。小さい作品であれば、どうしても 近寄って見たい。そうなるかもしれない。

委員

明らかに道路の中に横断歩道もないところを、子供たちがモニュメントを見に行くという、誘導をするような感じでモニュメントを置くのは止めた方が良い。設置要項で「触っても、近づいても危険でないこと」と言う前提で作ったということになれば、来ても良いよということを認めること になる。

委員長

応募される作品にもよりますが、台座を置くとか、植え込みを作るとか、土盛りをするとか、様々な方法が考えられますが、それらも、全体制作費の中で、どこまでやるのか、どこがやるのか、分からないと思います。 交通のことも含めて、そこらあたりも詰めておく必要があるんじゃない かと思います。

委員

この要項だったら設置者対応です。そこの枠の中にする工事は全部設置 者です。

委員長

そうすると、造形のところにかかる予算がずいぶん限られてきて、場所的には広いんだけれども見栄えのしない、と言うことになる。

副委員長

ブロンズだけでこの広さに設置する作品は今の制作費ではできないと。

事務局

広さについては、設置可能な範囲を示しています。色々な発想をして頂きたいということで、最大はこれくらい置けますという範囲を設定してい

をたいということで、最大はこれくらい直げますという範囲を設定しています。 それと先ほど「作品に触れたり、近づいたりしても危険でないこと」と言う条件自体が、道路で歩いて行けない所なのにおかしいと言う意見ですが、子供たちが歩いて行って、触った時の対策として、怪我をしたらいけないと考えました。二種類の考え方があろうかと思いますので、この辺どちらが良いのか、ご意見をお願いいたします。

委員

車で来る方が多いのなら、例えば横断歩道はないのか。あれば、そこを 通れば、中の方にいける。

事務局

- 交通広場構造説明

委員

彫刻に近づこうとすると行けない?

事務局

本来車道であり、歩道も無いので、入ったらいけませんが、子供で入る うとする子がいれば可能です。大人でも入る人もいますので。

委員長

これまでの経緯も踏まえた様々な意見を反映するということで、事務局と協議しながら、先生方にその経緯を報告しながら、更に応募要項を詰めていく、そういう作業をしていきたいと思います。よろしいでしょうか?

委員一同

- 賛成

委員長 今までのところで、まとめたところを事務局の方で 事務局

・マケットの著作権・所有権については、再度検討いたします。
・交通広場・シンボルロード全体の計画、趣旨を、今回の交通広場の募集
要項にいかに反映させるか、もう少し工夫を致します。
・モニュメントの材質については、委員長等にご指導いただきながら、今
回のモニュメントの制作に適したものに決めていきます。
・制作・設置費用については、現在は制作から設置まですべて制作者としていますが、成土の費用等令数。まる一度検討したします。

でいますが、盛土の費用等含め、もう一度検討いたします。 ・応募用紙における個人のプロフィールの記入等について、もう 直して、委員長等の助言を頂きながら、作り上げて行きます。

委員長 委員長等と詰めていきながら、委員の先生方に適宜お知らせして、進め ていきたいと思います。

- 休憩

委員長 それでは新居浜駅前モニュメントの審査方法について、事務局から説明 お願いします。

事務局 - 事務局説明

委員

委員

委員長

委員長

事務局

委員

委員 今の説明で、市民の意見を聞くというのはもちろん結構だが、聞き方は この作品が一番、二番という順位付けを市民の方にお願いするのか、そ れとも単なる意見、感想を求めるだけなのか。

市民の意見は参考意見として、審査の参考にしていただくように考えていますが、市民の意見も審査に反映させる方がいいのか、その辺りのご意見をお願いします。 事務局

> 採点結果は市民の方に公表するのか?市民が選んだ順位付けが出てきて 、圧倒的にどれかがいいとなった時に、次の審査会の時に参考にと言って も、市民の意見を無視する結果にならないかと思う。 それから、1点だけ入れるのか、それを誰が入れたのかをはっきりさせ ないと、組織票の心配もある。

市民は参考意見と決めておく、専門性を持った先生方に来ていただいているので、そこで決定するべきだと思う。市民の意見でするのなら、市民の投票で決めたらいい。

審査にあたって、市民の感情、感覚はどうなんですかと言うのを参考と して提供する、それで良いと思います。

これにつきましても、今頂いている意見等を踏まえまして、さらに事務 局の方と詰めるということでよろしいでしょうか?

委員一同 - 賛成

次に二次審査についてご意見ございますでしょうか?

二次審査に関しては、マケットは「本作品と同じ素材、同じ素材により難い場合は、イメージを損なわない素材」と書いてあるが、制作費が10万では、同じ素材では出てこない可能性が高いと思う。その辺事務局の考え

「同じ素材になり難い場合はイメージを損なわない素材」としております ので対応可能と考えます。また素材により審査の判断が変わるものではな いと思っています

他市状況からマケット費用、モニュメントの安全性について参考にした 旨を説明

委員長 その他ございませんでしょうか?

委員一同 了承

- 6 -

委員長

じゃあ、このような方向で作業を進めていきたいと思います。

委員

資料に駅前広場の提言書があるが、この時点では、駅前広場にモニュメント設置ということはなかったのか?

事務局

提言書では、駅前広場にモニュメントを設置するという提言を頂いています。交通広場のこの場所へという具体的なものではありません。

委員

一次審査で5点を選ぶが、せっかく専門の先生方がおられるので、出来れば一次審査は先生方に選んで頂いて、二次審査の時に参加させていただけたらいいと考えているが。

委員

今の意見とちょっと違うが、私が考えていたのは、第一次審査の前に、 先生方に予めこの程度の物なら良いとか、これはちょっと都合が悪いとか 選別して頂く、もし応募点数が多いようであったら、ある程度絞って頂い て、一次審査に出して頂くと、私達は大変助かると思いますが。

委員

専門的な見方ばかりすると、面白みがなくなるということもあり得る。 自分の好みで見るというのも、良いと思う。地元の人であれば、この土地 で育ってられるとすれば、それはやっぱり見る目には出てくる、そこは大 事だと思う。最初から皆さんで、自分の好みを出されて、絞った方が良い と思う。

委員長

審査の時に様々な作品について、専門的な立場とか、美術的、造形的観点から、お話して頂いて、そういうことも参考にしながら、審査していくとゆうことでいかがでしょうか?

委員

せっかく審査委員会に参加して頂いているので、市民代表として参加して頂いている訳だから、ここは権利を行使された方がよろしいかと思う。

委員長

それで進めて行きたいと思います。ただいまのところまでで、事務局か らまとめをお願いします。

事務局

- ・マケットの素材は、本作品と同じものは難しいのではというご指摘がございましたが、同じ素材により難い場合はイメージを損なわない素材としておりますことから、原案のとおりとします。 ・第1次審査の前に予備審査をするできでは、というご意見がございました。
- ・第1次番目の前に了備番目をするべきでは、というと思えがこさいましたが、やはり皆様で色々な視点で見て頂くという趣旨で、予備審査はなく、第1次審査から委員の皆様全員で審査して頂くことで了解頂きました。 ・審査方法につきましては、概ね原案どおりでご了解頂きました。

委員長

協議結果におきまして、事務局から報告がありましたけど、これでよろ しいでしょうか? 次に第2回の委員会ですが、事務局から説明お願いします。

事務局

設置スケジュール説明

委員

交通広場のモニュメントについて話して来たが、後の人の広場やシンボルロードや、芸文施設の関係について、全体的な雰囲気作り的なことについて、2回目に審査と一緒に審議するということですね。

事務局

そうです。

委員長

最後になりますが、その他として何かございませんでしょうか?

委員

この会は公開とのことですが、傍聴人は今日は?この委員会の開催は、前もって市民に知らせているのか?

事務局

公開でございます。市の要綱に基づき会議開催のお知らせをしています また本日の傍聴人は、残念ながらいません。

委員

この場は公開って言われるが、審査の時も公開?

事務局	委員会は公開ですが、審査の過程は非公開とします。
委員長	他ございませんでしょうか? それでは、以上をもちまして、本日の委員会は終了いたします。